



平成21年4月28日

各 位

会 社 名 株式会社 大 林 組
(本店所在地) 大阪府中央区北浜東4番33号
代表者名 取締役社長 白石 達
(コード番号 1802 東、大、名、福)
問合せ先 東京本社総務部長 秀高 誠
(TEL 03 - 5769 - 1017)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を本年6月下旬開催予定の第105回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1 変更の目的

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という。)が平成21年1月5日から施行され、上場会社の株式は、振替制度に一斉移行(株券電子化)されました。これに伴い、当社現行定款について、次のとおり所要の変更を行うものであります。
- ①株券の存在を前提とした条文や用語を削除するものであります(現行定款第8条、第10条、第11条及び第12条)。また、条文削除に伴い必要となる条数の繰上げを行うものであります。
- ②株券喪失登録簿は、決済合理化法の施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を新設するものであります。
- (2) 当社は従来、会長、副会長、社長及び副社長は、各自当会社を代表する旨を定款に規定しておりましたが、取締役の構成に応じて機動的に代表取締役の選定を行うことができるよう、同規定を削除することといたします。あわせて、役付取締役のうち、現在空位となっており、当面選任する予定のない副会長に関する規定を削除することとし、現行定款第25条について所要の変更を行うものであります。

2 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p><u>(株券の発行)</u> <u>第 8 条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得) <u>第 9 条</u> < 条文の記載省略 ></p> <p>(<u>単元株式数及び単元未満株券の不発行</u>) <u>第 10 条</u> 当社の単元株式数は、1,000 株とする。 <u>当社は、第 8 条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(<u>単元未満株式についての権利</u>) <u>第 11 条</u> 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 2 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人) <u>第 12 条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿</u>の作成並びに備置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p><u>第 13 条</u>～<u>第 24 条</u> < 条文の記載省略 ></p>	<p>< <u>削 除</u> ></p> <p>(自己の株式の取得) <u>第 8 条</u> < 現行どおり ></p> <p>(単元株式数) <u>第 9 条</u> 当社の単元株式数は、1,000 株とする。 < <u>削 除</u> ></p> <p>(<u>単元未満株式についての権利</u>) <u>第 10 条</u> 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>} < 現行どおり ></p> <p>(株主名簿管理人) <u>第 11 条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 当社の株主名簿<u>及び新株予約権原簿</u>の作成並びに備置きその他の株主名簿<u>及び新株予約権原簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p><u>第 12 条</u>～<u>第 23 条</u> < 現行どおり ></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(役付取締役及び代表取締役)</p> <p>第25条 <u>取締役会の決議によって会長1名、副会長若干名、社長1名、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</u> <u>会長、副会長、社長及び副社長は、各自当社を代表する。</u> <u>前項のほか取締役会の決議によって当社を代表する取締役若干名を選定することができる。</u></p> <p>第26条～第37条 < 条文の記載省略 ></p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p>(役付取締役及び代表取締役)</p> <p>第24条 <u>取締役会は、その決議によって会長1名、社長1名、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>第25条～第36条 < 現行どおり ></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもってこれを削除するものとする。</u></p>

3 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成21年6月下旬予定
定款変更の効力発生日	同上(株主総会開催日)

以 上